

令和7年12月11日

更生債権者 各位

更生担保権者 各位

公租公課庁 各位

大阪地方裁判所第6民事部

裁判所書記官 一ノ間 聡子



包括的禁止命令通知書

開始前会社マツオインターナショナル株式会社（東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目39番8号）に対する当庁令和7年（ミ）第5号会社更生事件について、令和7年12月11日、下記のとおり定められましたので通知します。

記

開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、次の行為をしてはならない。

- 1 開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行
- 2 上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
- 3 国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）

以上